

鳥取縣公報

昭和十七年十一月十七日
第千三百八十五號

火曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

目次

- 訓令
● 國民貯蓄組合法ニ關スル事務取扱要綱……………一頁
- 告示
● 戰時災害保護法ノ規定ニ依ル實費辨償中旅費宿泊料支給規定……………七頁
- 國民健康保險組合事業許可……………八頁
- 動力糶摺業免許證下付……………八頁
- 鳥取縣水産試驗場位置變更……………八頁
- 彙報
● 新嘗祭の御儀……………九頁
- 甲種飛行豫科練習生募集……………三頁

訓令

◆鳥取縣訓令甲第三十號

地方事務所長
警察署長
市町村長
國民貯蓄組長

國民貯蓄組合法ニ關スル事務取扱要綱左ノ通定ム
昭和十七年十一月十七日

鳥取縣知事 土肥米之

國民貯蓄組合法ニ關スル事務取扱要綱

第一條 本要綱ニ於テ組合法ト稱スルハ國民貯蓄組合法ヲ規則ト稱スルハ國民貯蓄組合法施行規則ヲ規程ト稱スルハ國民貯蓄組合法取扱規程ヲ謂ヒ組合ト稱スルハ國民貯蓄組合ヲ謂フ

第二條 規則第三十五條ニ依リ組合ヨリ提出スベキ書類ノ手續並

地方事務所長ニ於テ代決處理スベキ事項左ノ如シ

一、工場法、又ハ砂鑛法ノ適用ヲ受クル工場又ハ事業場ノ組合ニ於テハ規則第三十五條ニ依リ提出スベキ書類ノ外尙一通ヲ所轄警察署ヲ經由知事(保安課取扱)ニ提出スベシ

二、組合ヨリ地方官宛提出スベキ書類ハ市ノ區域ニアリテハ市ヲ經由縣ニ町村ノ區域ニアリテハ町村ヲ經由地方事務所ニ提出スベシ地方事務所ニ於テハ別ニ定ムルモノヲ除キ地方事務所長ニ於テ代決處理スベシ

三、規則第四條第三項ノ規定ニ依ル勤務先預金認可申請書ハ前各號ノ官公衙ヲ經由知事ニ提出スベシ認可手續ハ縣ニ於テ取扱フモノトス

四、規則第六條第二項ノ規定ニ依ル代表者名義貯蓄認可申請書ハ二通共第一號及第二號ノ取扱ニ依リ處理シ地方事務所ニ

國民貯蓄組合ニ關スル報告並帳簿様式

番號式	書式ノ名稱	關係法令	提出(又ハ備付)場所	提出期間	備考
一	國民貯蓄組合長就任届	規一〇條	組合	選任又ハ解任ノ日ヨリ二週間以内	

於テハ別記様式ニ依リ認可ノ都度之ヲ知事ニ報告スベシ

第三條 組合法ニ依リ提出スベキ書類並備付ベキ書類ハ別ニ規定アルモノヲ除キ別記「國民貯蓄組合ニ關スル報告並帳簿様式」ニ依ルベシ

第四條 組合ニ於テハ規則第十四條ニ依リ毎年新年度開始前ニ組合貯蓄増加目標額及貯蓄計畫ヲ樹立ノ上三月二十日迄ニ市町村長ニ届出ツベシ

前項ノ場合ニ於テ工場法、鑛業法、砂鑛法ノ適用ヲ受クル工場及事業場ノ組合ニアリテハ其ノ事務所所在地ヲ管轄スル警察署長ニ届出ツベシ

第五條 市町村長ハ規則第十八條第二項ノ規定ニ依ル免稅資格組合タルノ證明書ヲ毎年一回別記第十一號様式ニ依リ當該組合ヨリ必要部數ヲ要求セシメ之ヲ交付スベシ

00221

二	國民貯蓄組合設立届	規一三條	同	同	設立ノ日ヨリ	市町村經由地方事務所ニ提出
三	同 規約變更届	同	同	同	規約變更ノ日ヨリ	工場鑛山ハ所轄警察署經由縣ニ提出
四	同 解散届	規一七條	同	同	解散ノ日ヨリ	
五	組合貯蓄臺帳 (其ノ一) (集計表)	規一五條	同	同		市町村備付
六	同 (其ノ二) (二人別)	同	同	同		
七	國民貯蓄組合現況報告書	規一六條	同	同	九月、翌年三月末現在ヲ各翌月十日限	市町村經由地方事務所ニ提出
八	同甲 現勢報告書	通牒	市町村	市町村	町村ハ翌月十五日限	工場鑛山ハ所轄警察署經由縣ニ提出
九	同乙 管理狀況報告書	同	地方事務所	地方事務所	ハ翌月二十五日限	地方事務所備付
一〇	國民貯蓄組合臺帳	規程一〇條	地方事務所	地方事務所		
一一	規則第十八條ニ依ル證明書		市町村	市町村	毎年四月中ニ提出 四月以後必要ノ生シタルモノハ其ノ都度	
一二	代表者名義貯蓄認可申請書	規六條	組合	組合	必要ノ生シタル都度	正本及寫各一通ツ、提出
一三	代表者名義貯蓄認可濟報告	通牒	地方事務所	地方事務所	認可ノ都度	申請書ノ寫ニ認可書ヲ朱書提出コト

00222

一四	勤務先預金認可申請書	規	四條	組	合	必要ノ都度	市町村、地方事務所 經由縣へ提出
一五	滿洲國債購入認可申請書	同		同	同		地方事務所ニ於テ 認可

第一號様式

國民貯蓄組合長就任届

昭和 年 月 日 郡市 村町 番地 拙者儀

何々國民貯蓄組合長ニ就任致候間國民貯蓄組合法施行規則第十條ノ規定ニ依リ此段及届出候也

昭和 年 月 日 (住所及職業)

何々國民貯蓄組合長 氏名 ㊦

地方長官宛

第二號様式

國民貯蓄組合設立届

今般何々國民貯蓄組合ヲ設立致候間國民貯蓄組合法第三條及同法

昭和 年 月 日

組合事務所所在地 氏名 ㊦

何々國民貯蓄組合長

地方長官宛

第三號様式

國民貯蓄組合規約變更届

今般組合規約ヲ變更致候間國民貯蓄組合法第三條及同法施行規則

施行規則第十三條ノ規定ニ依リ左記事項ヲ記載シ組合規約相添此ノ段及届出候也

記

組合設立年月日
組合役員氏名及職業
貯蓄組合ノ種類
組合員數

貯蓄増加目標額
貯蓄ノ方法

00223

第十三條ノ規定ニ依リ別紙組合規約此段及届出候也

昭和 年 月 日 (組合事務所所在地)

國民貯蓄組合長 ㊦

鳥取縣知事 殿

第四號様式

國民貯蓄組合解散届

何々國民貯蓄組合ヲ昭和 年 月 日解散致候間國民貯蓄組合法第三條及同法施行規則第十七條ノ規定ニ依リ別紙解散ノ事由及貯蓄ノ處理方法等ヲ記載シタル書類相添此段及届出候也

昭和 年 月 日

第五號様式

組合貯蓄臺帳 其ノ一(集計表) (組合備付)

(貯蓄ノ種類)

月 別	新規貯蓄額	拂出額	貯蓄現在額	組合員數	備考
(前年度ヨリ繰越分)	圓 錢	圓 錢	圓 錢	人	
四月分					

組合事務所所在地 何々國民貯蓄組合長 氏名 ㊦

地方長官宛

備考

別表ヲ添付提出スルコト

(別表)

- 一、組合ノ名稱
- 二、殘務ヲ處理スベキ者ノ住所氏名及職業
- 三、組合解散ノ事由
- 四、貯蓄現在高及其ノ處理方法

計												

(備考) 1、同一組合員ニシテ二種以上ノ貯蓄ヲ爲ス場合ニ於テハ貯蓄ノ種類毎ニ別紙トスルコト
 2、國債債券等ニ付テハ其ノ額面金額ニ依ラズ購入額ヲ新規貯蓄額トシテ記載スルコト

第七號様式

組合事務所所在地
 昭 和 年 月 日
 何々國民貯蓄組合長 氏 名 印
 地方長官宛
 國民貯蓄組合現況報告書 昭 和 年 月 末現在

貯蓄組合ノ現勢 組合貯蓄ノ管理狀況 備考

貯蓄組合ノ種類	組合員資格者數	組合員數	貯蓄現在額	前年度末貯蓄現在額	差引本年度貯蓄増加額	本年度貯蓄増加目標額
			人			
			一、金 錢 貯 蓄			
			郵 便 貯 金			
			計			
			二、保 有 有 價 證 券			
			國 債			
			計			
			三、一 及 二 ノ 合 計			

(備考)

一、貯蓄組合ノ種類ハ地域組合、職域組合(官公署學校ヲ單位トセルモノト其ノ他トニ區分)産業團體組合(商業組合、工業組合、産業組合等ニ區分)其ノ他ノ組合(高額貯蓄組合、青少年團、在郷軍人分會、婦人會、學生、生徒又ハ兒童、宗教團體ノ檀徒、教徒又ハ信徒等ニ區分)ト記載スルコト
 二、組合員資格者數ハ地域組合ニ在リテハ當該地域内ノ人口數ヲ記載スルコト
 三、金錢貯蓄ノ欄ハ郵便貯金、簡易保險、郵便年金、特別銀行、普通銀行、貯蓄銀行、信託會社、産業組合、産業組合以外ノ産業團體、無盡會社、保險會社及其ノ他ニ區分シ該當分ノミヲ記載スルコト
 四、保有有價證券ノ欄ハ國債、貯蓄債券、報國債券、地方債、社債及其他(滿洲國債ヲ含ム)ニ區分該當分ノミヲ記載スルコト
 五、貯蓄現在額ト三ノ合計金額トハ符合スベキモノトス

(附 表)

備考	計	其ノ他	勞務者	職員	役員	區分	者資組(イ)	員組(ロ)	總給(ハ)	額與	貯新(ニ)	貯規	貯(ホ)	蓄差(ヘ)	貯(ト)	現在額	(~)	(ハ)	備考
						組合數	數	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	
						人	人	人	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	%	

昭和 年 月 末現在

一、事務所、營業所、工場、事業場ニ於ケル組合ハ本附表ヲ作成シ之ヲ本表ニ添付スルコト但シ職員數五十人未滿ノ事務所、營業所並ニ勞務者數百人未滿ノ工場、事業場ニ於ケル組合ニ付テハ之ヲ省略スルモ妨ゲザルコト
 二、本附表中(ハ)(ニ)(ホ)欄、各六箇月(四月—九月、十月—翌年三月)分ノ合計額ヲ記入スルコト
 三、備考ニ左記事項ヲ記入スルコト
 1、(ホ)貯蓄拂出額中轉勤、退職ニ因ル貯蓄拂出額並ニ轉勤、退職ノ人員數
 2、其ノ他參考トナルベキ事項
 第八號様式

甲 國民貯蓄組合現勢報告書

昭和 年 月 末現在
 (單位、組、人、圓)
 地方事務所
 市 町 村

市々何	組合數	組合員數	貯蓄現在額	別郡市		職 域 組 合	其ノ他	商 業 組 合	其ノ他ノ組 合	高 額 貯 蓄 組 合	其ノ他	合 計	備 考
				區 分	地 域								

00230

計	合 組 合 員 數	貯 蓄 現 在 額	市部郡		市部市		市々何	
			組 合 員 數	貯 蓄 現 在 額	組 合 員 數	貯 蓄 現 在 額	組 合 員 數	貯 蓄 現 在 額

備考

「地域組合」ノ項ニハ法第一條第一號ニ、「職域組合」ノ項ニハ法第一條第二號ニ、「産業団体組合」ノ項ニハ法第一條第三號ニ、「其ノ他ノ組合」ノ項ニハ法第一條第四號ニ掲グル資格ヲ有スル者ヲ以テ組織スル國民貯蓄組合ニ關スル事項ヲ記載スベシ(以下ガ区分ヲ國民貯蓄組合ノ種類ト稱ス)

第九號様式

乙 國民貯蓄組合貯蓄管理狀況報告書

(昭和十七年大藏省訓令第七號改正)

昭和 年 月 末 現在

00231

種 類	金 額	備 考	一、預ケ金其ノ他													二、保有有價證券		
			郵 便 貯 金 局	郵 簡 易 保 險 金	特 別 銀 行	普 通 銀 行	貯 蓄 銀 行	信 託 會 社	産 業 組 合	産 業 組 合 以 外 ノ 産 業 團 体	無 盡 會 社	保 險 會 社	其 他	計	債	國		

00232

貯蓄債 報國債 地方債 其他債		計		三、一及二ノ合計	
第十號様式					
國民貯蓄組合臺帳					
(地方事務所 郡市 村町區 備付)					
組合ノ名稱	組合事務所ノ所在地	設立年月日	貯蓄ノ方法	區分	組合員數
		昭和 年 月 日		昭和 年度	昭和 年度
組合長其ノ他組合ヲ代表スベキ者ノ氏名職業及住所			貯蓄ノ目録額	昭和 年度	昭和 年度
			增加額	圓	圓
			實績	圓	圓

00233

組合ノ種類	法第一條第 號	備考
一ヶ月ノ組合員ノ貯蓄標準	昭和 年度 昭和 年度 昭和 年度	一、「貯蓄ノ方法」ノ欄ニハ預入先ノ店舗名ヲ記入シ代表者名儀ヲ以テ貯蓄ヲ爲ス組合ニ付テハ其ノ旨ヲ附記スルコト 二、「組合員數」ノ欄ニハ毎年度初ノ實數ヲ記入スルコト 三、「組合ノ種類」ノ欄ニハ例ヘバ何町内會員、何會社員、何青年團等ノ如ク組合員ノ資格ニ付具體的ニ之ヲ記入スルコト 四、「貯蓄增加額」ノ欄中目標額ハ年度當初決定シタルモノヲ記入シ實績ハ年度終了ト共ニ調査シ之ヲ記入スルコト 五、組合規約ノ變更其ノ他ノ異動等ニ付テハ備考欄ニ之ヲ記入處理スルコト
第十一號様式		昭和 年 月 日
證明書	組合事務所所在地	何市(區)町村長 何 某
縣 郡市 村町 丁目	組合ノ名稱	第十二號様式並第十三號様式
何國民貯蓄組合	何國民貯蓄組合	代表者名儀ニ依ル國民貯蓄組合貯蓄認可申請書
右ハ國民貯蓄組合法施行規則第十八條第一項第一號ニ該當スルモノナルコトヲ證ス	一、貯蓄名儀人ノ住所、職業及氏名 二、組合員數 三、貯蓄增加目標額	圓 名 圓

00234

四、貯蓄ノ方法
何々々々何々々々
國民貯蓄組合法施行規則第六條第一項第二號ニ依リ認可相成度此段及申請候也

年 月 日
所在地
組合長 職 氏 名

地方長官宛

(朱書) 年 月 日認可

第十四號様式

勤務先預金認可申請書

- 一、勤務先ノ名稱
- 二、事業 主
- 三、事業ノ種目
- 四、勤務者 數
- 五、組合員 數
- 六、貯蓄增加目標額

國民貯蓄組合法施行規則第四條ニ依リ認可相成度組合規約「並貸對照表及損益計算書」相添此段及申請候也(勤務先ガ會社以外)

ニアリテハ貸借對照表及損益計算書ノ添付ヲ要セザルニ付「」内ヲ削除スルコト)

年 月 日
所在地
組 合 名

第十五號様式

滿洲國債買入認可申請書

- 一、貯蓄增加目標額
- 二、組合員 數
- 三、貯蓄ノ方法
- 四、滿洲國債買入ヲ要スル事由

國民貯蓄組合法施行規則第四條ニ依リ認可相成度此段及申請候也

年 月 日
所在地(住所)
組 合 長 氏 名

地方長官宛

00235

告 示

◆鳥取縣告示第七百二十五號

昭和十七年八月鳥取縣令第六十號戰時災害保護法施行細則第十六條第二號ニ基キ設定スベキ戰時災害保護法第十一條ノ規定ニ依ル實費辦償中旅費宿泊料支給規定左ノ通定ム

昭和十七年十一月十七日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

戰時災害保護法第十一條ノ規定ニ依ル實費辦償中旅費宿泊料支給規定

第一條 戰時災害保護法施行細則第十六條ニ依ル旅費及宿泊料ハ左ノ區別ニ從ヒ之ヲ給ス

一、醫師、齒科醫師、藥劑師、建築技術者

(イ) 旅 費

鐵道、軌道、省營自動車及船舶(以下交通機關ト稱ス)ノ各二等賃金(通行税ヲ含ム)車馬賃一里ニ付五十錢ヲ給ス但シ旅費ハ交通機關ヲ利用スルノ已ムナキ場合ヲ除クノ外居住地市町村内ニ於テ救助ノ實施ニ從事シタルト

(ロ) 宿 泊 料

キハ之ヲ給セズ車馬賃ハ通算ノ上一里未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ切捨トス

大學ヲ卒業後十年ヲ經過セル者專門學校卒業後十五年ヲ經過セル者中等學校卒業後二十年ヲ經過セル者若ハ免許取得後十五年ヲ經過セル者
一泊ニ付 七 圓

其ノ他ノ者

一泊ニ付 四圓五十錢

二、保健婦、助産婦、看護婦、家屋大工、左官、鳶職

(イ) 旅 費

交通機關ノ各三等賃金(通行税ヲ含ム)車馬賃ハ一里ニ付三十錢ヲ給ス但シ旅費ハ交通機關ヲ利用スルノ已ムナキ場合ヲ除クノ外居住地市町村内ニ於テ救助ノ實施ニ從事シタルトキハ之ヲ支給セズ車馬賃ハ通算ノ上一里未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ切捨トス

(ロ) 宿 泊 料

一泊ニ付 三四五十錢

00236

第二條 本規程其ノ他別ニ定ムルモノ、外其ノ支給方法ハ内國旅費規則ニ依ルモノトス

◆鳥取縣告示第七百二十六號

昭和十七年十月二十九日左ノ法人ノ國民健康保險組合ノ事業ヲ行フコトヲ許可セリ

昭和十七年十一月十七日

- 鳥取縣知事 土 肥 米 之
- 一、法人ノ名稱 保證責任入郷同榮信用販賣購買利用組合
- 二、事務所ノ所在地 日野郡入郷村大字眞野千六拾參番ノ壹
- 三、許可ノ年月日 昭和十七年十月二十九日

◆鳥取縣告示第七百二十七號

昭和十七年十一月十三日左記ノ者ニ對シ動力糶摺業免許證下付セリ

昭和十七年十一月十七日

- 鳥取縣知事 土 肥 米 之
- 免許證 住 所 氏 名
- 八 西伯郡大幡村大字押口百七拾壹番 金本 榮

- 一六 岩美郡米里村大字西大路百參拾番地 小澤 壽賀雄
- 一九 西伯郡名和村大字加茂千拾貳番地 山根 清
- 二二 西伯郡庄内村大字古御堂四百九拾番地 鍋倉 孝雄
- 三四 西伯郡尚徳村大字榎原四百參拾番地 田村 重徳
- 五五 日野郡根雨町大字濁谷千六拾貳番地 吉村 喜八

◆鳥取縣告示第七百二十八號

鳥取縣水産試驗場ノ位置左ノ通變更ス

昭和十七年十一月十七日

- 鳥取縣知事 土 肥 米 之
- 鳥取市 鳥取縣廳構内

正 誤

十一月六日附鳥取縣告示第七百二十二號二頁下段行目ひらまさ(ひらす又ハひら)ノ項中「丸〇〇、四八トアルハ」「丸〇〇、四八、三頁上段四行目「もがひ(あからひ)」「トアルハ」「もがひ(あからひ)」ノ孰レモ誤

00237

彙 報

新嘗祭の御儀

竝に新穀感謝行事週間

―時局下舉つて神恩を謝せん―

新嘗祭は 天皇陛下が當年の新穀を宮中新嘉殿に於てきこしめし給ふに當り、十一月二十三日の夕刻から翌曉にかけて行はせられる御儀である。

我が國未曾有の大戦遂行途上第一回の新嘗祭を迎ふるに當り、國家總力戰の原動力たる國民食糧の確保を神前に祈り、其の豊穰を感謝するは國民喫緊の要務であつて、刻下各種物資不如意の状況にも拘らず、全農民懸命の報國精神による努力を神も感應しました、こゝに有りがたき豊稔の恵を垂れ給ひしことは洵に神國日本の歡びであつて、一億國民ひとしく感激に堪へぬところである。

そも、我が大日本帝國は古來農を以て國の本とする。日本書

記の傳るところによれば、皇祖 天照大神は御饗淨神の献つた五穀の種を見そなはして「是の物は顯見蒼生の食ひて生くべきものなり」と仰せられ、粟・稗・麥・豆の四種類は畑地に、稻は水田に播種すべきものと定め給ひてその稻種を天狭田長田に蒔かれましたところ、その秋の稔り極て豊穰であつたのでいたく喜ばせ給ひ、新穀を造りて御親ら其内に新穀を開食された。これが新嘗祭の起源である。

その後皇孫瓊々杵尊降臨せさせ給ふに當り、特に稻穂を皇孫扈從の神たる天兒屋根命・太玉命の二神に賜はつて、「吾が高天原に開食す齋庭の穂を以て、亦た吾が兒にまかせまつるべし」と勅らせ給ふたのであつて、毎年の新嘗祭はこの事歴に基いて年々嚴かに執り行はれてゐるのである。

新嘗祭に先だつて毎年十月十七日に行はれる神嘗祭は、秋の收穫時に當つて實つた稻の初穂を皇祖 天照大神が神庭に於て開食す祭であるのに對して、新嘗祭は 天皇陛下が御始めて當年の新穀を開食させ給ふに際し、皇祖 天照大神を始め奉り天神地祇に献つて後、御内殿で直會をあそばして御親ら新穀を開食さるゝ祭儀であるところに、兩祭の相違點が在るのである。されば神嘗祭は主として神宮の御祭であるのに對して、新嘗祭は宮中での御儀を以て中心とせらるゝ御祭であることを第一に辨へ知らねばなら

00238

ぬ。

新嘗祭はこのやうに由緒の深い古來の嚴儀であるので、御祭典當日の十一月二十三日の約一ヶ月或はそれ以前から調度・神饌に關する諸般の準備が行はれる。神饌の中でも殊に重要なのは當日陛下が御親ら神々にお供へ遊ばされ、又御直會の時に御親ら聞食させ給ふ御食・御酒の御料たる新穀であるが、これは毎年各道府縣及び朝鮮臺灣等各地の篤農奉耕者、并に其の關係團體が、播種るときから一粒選りにして耕作上にも細心の注意を加へ、清淨に清淨を重ねて作り上げたものを献上するのであつて、其の量は精米一升精粟五合である。即ちこれ等の新穀が御飯御粥として炊かれ、また白酒・黒酒に醸されて、斯くて民草の赤誠の結晶ともいふべき獻穀が尊き御料となるのは忝きことの極みである。

斯くて神饌を始め調度その他諸般の準備が完了すると、次いで祭儀の前一日たる十一月二十二日の夜には古來神祕の儀たる鎮魂の御儀が嚴かに執り行はれ、明けて二十三日の新嘗祭當日には新嘉殿の儀が行はれる前に賢所・皇靈殿・神殿に於ても祭典が執行せられ、なほ神宮には勅使を、官國幣社には地方長官をして參向の上奉幣せしめられる。

新嘗祭當日の本儀たる神嘉殿の儀は「夕ノ儀」と「曉ノ儀」との二段に分れるのであつて、これに先だち、百午後二時から四時

までに御殿内外の裝飾鋪設が行はれ、次いで皇族及び文武百官等賢所參集所に參集され、その頃神嘉殿にあつては堂典職々員既に神座を奉安し終り、午後五時を以て火鑪白(檜の板)火鑪杵(檜の棒)によつて齋火を饌り出して燈燦が點せられ、庭燎が燒かれて夕闇の中に淨光を放つ。

「夕ノ儀」は午後六時より約二時間餘、「曉ノ儀」は同十一時より翌曉にかけて又二時間餘に亘つていと莊重に 天皇陛下御親祭あらせられるのであるが、この間皇族及び文武百官は神嘉殿前庭の帳舎に著床し、 天皇陛下には御本殿におはして陪膳女官の本殿内に傳達する神饌を唯御一方にて御親供御親祭あらせられるのであつて、二十三日と申せば十一月も末に迫つて霜深く置く禁廷の風身に沁みて寒く、參列の諸員も堪へ難きを覺える折柄であるのに、かく永きに亘つておはします御殿は相當お廣きにも拘らず、御あかしとしては唯四隅に昔の行燈のやうな白木の燈火が一基づゝ供せられてあるばかりで闇にひとしく、且つかつて暖を取りしことのない御間でお寒いことはいふまでもない。然るに畏れ多くも 陛下には少しも御厭いあらせられず、皇祖の神勅を畏ませ給ひ、又民草の上を思召してその寒夜、しかも長時間に亘つて御親祭あらせ給ふこと、今更申すも畏きことながらまことに有難き極みである。

00239

前にも述べた如くこの豊葦原瑞穗國に生、享けた萬民が、日々の食糧とする穀類は皆皇祖 天照大神から其の種子を賜り、且つ四時共に神々の厚き御守護を頂いて生育したものであるから、國民たるものは皆滿腔の赤誠を以てその一粒一粒を貴み重んずべきはもとより、新嘗祭の當日は各々其の住地の氏神に詣りて感謝の拜を捧げ、又我が家に於ては神棚を祭つた後謹んで新穀を頂戴し敬神の心を振ひ起して宏大無邊の神德皇恩に報じ奉るべきである 大政翼賛會鳥取縣支部では、この新嘗祭を中心とする一週間に「新穀感謝行事週間」と定めて左の行事を通じ、新穀感謝の念を昂めてお互の戦時生活を刷新することとしてゐるから、切に各位の協力實施を希望する次第である。

○ 十一月二十日 食に感謝の日
天祖の御恵みと農民奉仕の賜により此の戦時下にも日々の食糧に事缺かぬ感謝を心から捧げ、學校・工場・食堂・家庭等で食を戴く時は必ず禮拜し、感謝の言葉を唱へて一粒一滴も勿体ないと大切にする。

○ 同 二十一日 消費規正の日
お互に消費規正に努めることは、それだけ國家の戦力を強めるものであつて、一億一心苦しみを同じく喜びを共にすることが此の大戦に勝ち抜く基であることを考へ、贅澤な食べ方や偏食を排

して完全に榮養を攝ることを心掛ける。

○ 同 二十二日 勤勞奉仕の日
勤勞奉仕に勤め、町内部落等の空閑地を開墾して食糧増産に努める。

○ 同 二十三日 新穀感謝の日
新嘗祭當日は皇祖の御恩澤を仰ぎ奉りて、愈々大東亞戦争完遂の決意を固くし、今日一日を樂しみ喜び、各市町村で行はれる祭典に參拜する。

鳥取縣新穀感謝祭は午前十一時から縣社長田神社(鳥取市東町)で行はれ、奉納武道・奉納相撲が催される。

○ 同 二十四日 厨芥利用の日
食料品の完全利用を心掛け、果物の皮や大根の葉、小魚の骨なども無駄にせず、厨芥の減量並に塵芥の分別に努める。又厨芥による養豚等も行ふこと。尙一齊に木灰を蒐めて農村への感謝の贈物とする。

○ 同 二十五日 新穀感謝貯蓄の日
神の御恵み・農家への感謝を、目下國家の要請してゐる國民貯蓄によつて表はし、各家庭各地域各職域に於て奮つて貯蓄を實行する。

○ 同 二十六日 食糧工夫の日

00240

日本の山野には食用となる野草が充滿してゐる。これを利用すれば食糧問題は實に輝しいものである。食糧資源の活用や調理の工夫によつて戦時下の食糧問題を解決すると共に、吾々の生活を一層豊かに潤ひあるものとする。

尙縣では新嘗祭を中心とする新穀感謝行事に於て、慶祝用錫七十九俵を産業組合系統機關を通じて二十三日までに特別配給を行ひ、更に又一般消費者家庭に對して内地新穀を、配給割當量の内に於て特に配給することとなつたのであつて、この新穀は消費者家庭一日分の消費量に相當する數量を配給される。これは新穀感謝神饌米として配給されるわけであるから、各位はその趣旨を体して神前に供へて神恩に感謝して頂戴されたいものである。

行け！若人よ空へ

明年四月一日入隊する

甲種飛行豫科練習生募集

我が海軍では、昭和四年飛行豫科練習生（少年航空兵）制度を設け、爾來優秀な少年航空兵を採用して我が海軍の航空幹部となすべき者の養成に努め、既に昭和十四年までの入隊者は中堅航空

幹部となつて活躍を續け、支那事變には當初より戦闘に参加し、世界航空戦史未曾有の渡洋爆撃に、或は空中戦に、爆撃に勇戦奮闘華々しい殊勳を樹てた。

皇國四圍の情勢は愈々多端となり、從來よりも更に多數の優秀な航空幹部を急速に養成することが必要となつて來たので、更に昭和十二年甲種飛行豫科練習生制度を設けて毎年二回募集し、四月と十月に土浦又は三重の海軍航空隊に入隊せしめることとなつたのであるが、爾來この名譽ある第八期生までの入隊者は既に艦隊、航空隊に配員せられ、偶々今回大東亞戰爭勃發するや其の劈頭世界を震撼せしめたハワイ襲撃に参加し、或は馬來沖に於て英國艦隊を屠り、爾後廣域なる全戰線に亘つて皇國の運命を双肩に擔ひ活躍してゐる。又第九期生以下は目下航空幹部を目指して日夜研鑽してゐるのである。

應募資格は大正十二年十二月三日から昭和二年十二月二日までの間に生れ、入隊の年の十二月一日現在で満十六歳以上満二十歳未滿の者で、志願書に半身脱帽手札型の寫眞を添へて十二月二十入日までに市町村長を經由知事に提出するのである。

試験は中等學校第三學年終了程度を標準として數學・英語・國漢文・理化學・地歴の學力試験及び口頭試問であるが、其の他の詳細に付ては市町村役場に問合せられたい。

昭和十七年 十一月十七日印刷
昭和十七年 十一月十七日發行

鳥取縣鳥取市東町
發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣高都大正村大字古海
印刷所 鳥取刑務支所